三井住友信託銀行株式会社

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款の改訂

2025年11月17日より約款(メールオーダーキット用)を変更いたします。変更内容については新旧対照表をご参照ください。(変更部分は下線部)

●非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款(メールオーダーキット用)

ΙH

第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、 当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項およ び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社 または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課 税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて 「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税 口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする 場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出 するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項 に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提 示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置 新

第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通

法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年 月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人 確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、界積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないもの、または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第 18条の 15の 3第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは廃止 通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘 定廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた 「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項 を提出または提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする 年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定、累積投資勘定、 特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年 (以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再 設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「非 課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類 で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記 載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または 非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合に おいて、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項 の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日 の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」 の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をする ことはできません。

旧

- 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをや ↓ 3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをや める場合には、和税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税」 口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を 受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別 措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知 書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に 「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税 管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口 座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌 年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特 定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同 日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座 廃止通知書記載事項を受理することができません。

新

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知 または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他|書」、「勘定廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書 類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないも のが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座 開設届出書」を提出する場合または「非課税口座開設届出書」の提出と併 せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合 を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届 出書」の提出をすることはできません。
 - める場合には、和税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税」 口座廃止届出書」を提出してください。
 - 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を 受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別 措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」 を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供 します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に 「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累 積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口 座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌 年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる

- 新
- こととなっていたとき
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積 投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社 もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管 理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が 設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1 日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第 13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に 上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を 受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る 特別 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理 固定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、 に租税特 書」 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特 書」 別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交 す。 付します。

第3条(非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定 (この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託が される上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定す る上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録ま たは保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行う

ための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けら

- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合 には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さま に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知 書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供しま す。

(削除)

旧	新
れる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」と	
いいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間	
内の各年においてのみ設けられます。	
2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非	
課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提	
出された日の属する年にあっては、その提出の日) において設けられ、「非	
課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所	
轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座へ	
の非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定	
を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)にお	
いて設けられます。	
第3条の2 (累積投資勘定の設定)	_(削除)
非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定	
(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託が	
される上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関	
する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年	
から 2023 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。	
以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けら	
れるものをいいます。以下同じ。) は勘定設定期間内の各年においてのみ	
設けられます。	
2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非	
課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該	
提出された日の属する年にあっては、その提出の日) において設けられ、	
「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合	

は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税

IH	
口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資	
勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)	
において設けられます。	

第3条の3 (特定累積投資勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下、同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合におけ る当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設 けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出され た場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または 非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった 日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があっ た場合には、同日)において設けられます。

第3条の4 (特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がさ

第3条の1 (特定累積投資勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下、同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。

新

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」および「勘定廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の2 (特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘 定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がさ

旧	新
れる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する	れる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する
記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下	記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下
同じ。) は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。	同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、 特定累積投資勘定および特定非	第4条(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)
課税管理勘定における処理)	特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載
非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記	もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資
載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管	勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。
理勘定において処理いたします。	
2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載も	
しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定	
において処理いたします。	
3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記	
載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投	
資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。	
第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)	_(削除)
当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定において	
は、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営	
業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に	
保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提	
出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提	
出があった日までの間に取得した上場株式等で①、②に掲げるものを除	
きます。)のみを受け入れます。	
① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定	
が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入	

れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等につ

旧
いては、その購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株
式等については、その払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入
れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいま
す。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場
合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金
額)を超えないもの
イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31
日までの間に当社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次
ぎまたは代理を含みます。)または当社が行う募集(金融商品取引
法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り
ます。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税
口座に受け入れられるもの
ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座
に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設さ
れている当社の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置
法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいい
ます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第
3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいま
す。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25
条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②
に掲げるものを除きます。)
② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準
用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分の非課税管理勘定か
ら当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日

から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管が

ΙΒ	新
される上場株式等	
③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場	
株式等	
第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)	_(削除)
当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、	
お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げ	
る上場株式等 (租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に	
掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の	
財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以	
外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の	
場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別	
措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理	
大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上	
場株式等」といいます。) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提	
出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提	
出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを	
除きます。)のみを受け入れます。	
① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日	
の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得	
対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をい	
い、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額	
をいいます。) の合計額が 40 万円	
② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同	
条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等	
第5条の3 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)	第5条の <u>1</u> (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた目から 同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の 取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ 金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場 株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、 同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付の委託等に より取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投 資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年 に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計 額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を 除く。)
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第|

当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の取得対価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第

旧

新

12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理 勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等 をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合
- ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資

第5条の2 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
 - イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理 勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等

旧

勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式 等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の 合計額が 1,800 万円を超える場合

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、次の①または②に定める上場株式等を受け 入れることができません。
 - ① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令 25 条の 13 第 15 項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

新

- をいう。) の合計額が 1,200 万円を超える場合
- ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資 勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場株式 等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の 合計額が 1,800 万円を超える場合
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する 同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる上場株式等で</u>次の①または ②に定めるものを受け入れることができません。
 - ① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令 25 条の 13 第 15 項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

第6条 (譲渡等の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管 の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当社への売付の委託による 方法、または、解約の申込もしくは償還による金銭等の交付が当社の営 業所を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

旧

- 2 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管 の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当社への売付の委託による 方法、または、解約の申込もしくは償還による金銭等の交付が当社の営 業所を経由して行われる方法のいずれかにより行います。
- 3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当社への売付の委託による方法、または、解約の申込もしくは償還による金銭等の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

第7条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第 37条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第 5条第 1号口および第 2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力

第6条 (譲渡等の方法)

特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当社への売付の委託による方法、または、解約の申込もしくは償還による金銭等の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

新

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈

を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

旧

- 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積 投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるもの を含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において 準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係 るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項第 1 号、第 4 号、および第 11 号に規定する事由により取得する上 場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘 定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から 他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含 みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死 亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合に は、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等 であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式 等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額およ び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた 日等を書面により通知いたします。
- 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項におい

(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

2 和税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非 課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるも のを含むものとし、和税特別措置法施行令第25条の13第32項において 進用する和税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由 に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった 場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管 理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れ た後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保 管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みま す。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡によ り効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該 相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった 上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税 特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その 払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面 により通知いたします。

新

て準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

旧

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非 課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替による ものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項にお いて準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定す る事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。) があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特 定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘 定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税 口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされ るものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与を した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあ った場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内

旧	新
上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあ	
った上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し	
時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその	
事由が生じた日等を書面により通知いたします。	
第8条(非課税管理勘定終了時の取り扱い)	_(削除)
本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管	
理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する	
日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条	
の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。	
2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に	
掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとしま	
す。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出	
国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間	
に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。	
① 当社が別途定める期日までにお客さまから当社に対して租税特	
別措置法施行令第 25 条の 13 第8項2号に定める書類の提出があ	
った場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合	
一般口座への移管	
② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	
第8条の2(累積投資勘定終了時の取り扱い)	_(削除)_
本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘	
定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に	
終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第 25 条の	
13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)。	
2 前項の終了時点で累積投資勘定に係る上場株式等は次の各号に掲げ	

旧	新
る場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。	
なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国を	
した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累	
積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。	
① 当社が別途定める期日までにお客さまが当社に一般口座を開設し	
ており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の	
13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第	
8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当	
社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管	
前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	
第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)	_(削除)
当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設	
届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に	
係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税	
口座異動届出書」をいいます。) に記載または記録されたお客さまの氏名	
および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める	
事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に	
累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後	
5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間	
(以下「確認期間」といいます。) に確認いたします。ただし、当該確認	
期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税	
口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届	
出書」の提出をしたお客さまから出国をした日から当該1年を経過する	
日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を	
除きます。	

新

① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所

旧

- ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日

第8条 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日

新

までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、 当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る 「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継 続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年 を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなか った場合を除きます。

- ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における 氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載が された当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当 該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出 した場合にお客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏 | 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における 名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用が あるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、 お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理 勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同 日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を 確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に│を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更 係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当する こととなった日以後は、この限りではありません。

第11条(非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き)

お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種 類を変更しようとする場合には、当社が別途定める期限までに、当社に

までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、 当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る 「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継 続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年 を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなか った場合を除きます。

- ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における 氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載が された当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当 該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出 した場合にお客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用 があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以 後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管 理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、 同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所 に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当す ることとなった日以後は、この限りではありません。

(削除)

旧	新
対して「非理税口应異動居出書」をご提出いただく必要があります	

第12条(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り 扱い)

お客さまが、当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社にお いて非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であるこ とが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条14第12項の規 定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に 該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般 口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまが当 社に特定口座を開設している場合は、当社において速やかに特定口座へ の移管を行うことといたします。

また、当該口座で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定ま たは特定非課税管理勘定への受入を明示された累積投資契約がある場 合、非課税口座に該当しないものと当社が確認した時点を以って解約い たします。

第13条(非課税口座取引である旨の明示)

お客さまが受入期間内に、当社への買付の委託または当社が行う募集 により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合 には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受 け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口 座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さま が特定口座を開設されている場合に限ります。)。

2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上 2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上

第9条(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱 (1)

お客さまが、当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社にお いて非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であるこ とが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条14第12項の規 定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に 該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般 口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまが当 社に特定口座を開設している場合は、当社において速やかに特定口座へ の移管を行うことといたします。

また、当該口座で特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受入 を明示された累積投資契約がある場合、非課税口座に該当しないものと 当社が確認した時点を以って解約いたします。

第10条(非課税口座取引である旨の明示)

お客さまが受入期間内に、当社への買付の委託または当社が行う募集 により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合 には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受 け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口 座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さま が特定口座を開設されている場合に限ります。)。

場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場 株式等を譲渡等するときには、その旨の明示を行っていただく必要があ ります。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を 譲渡等する旨の明示があった場合には、特にお申出のないときは、先に 取得したものから譲渡等することとさせていただきます。

第 14 条 (手数料)

当社は、累積投資勘定および特定累積投資勘定に係る上場株式等につい て、販売手数料、口座管理手数料および解約手数料(信託財産留保額を除|座管理手数料および解約手数料(信託財産留保額を除きます。)をいただ。 きます。) をいただきません。

第 15 条 (契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除さ れます。

- ① お客さまから和税特別措置法第37条の14第16項に定める「非 課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口 座)継続適用届出書 を提出した日から起算して5年を経過する日の 属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項 に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届 出書」の提出があったとみなされた日(5年経過する日の属する年の 12月31日)
- ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出 書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者

場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場 株式等を譲渡等するときには、その旨の明示を行っていただく必要があ ります。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を 譲渡等する旨の明示があった場合には、特にお申出のないときは、先に 取得したものから譲渡等することとさせていただきます。

第 11 条 (手数料)

当社は、特定累積投資勘定に係る上場株式等について、販売手数料、口 きません。

第12条(契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除さ れます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非 課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口 座)継続適用届出書 を提出した日から起算して5年を経過する日の 属する年の12月31日までに和税特別措置法第37条の14第24項 に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届 出書」の提出があったとみなされた日(5年経過する日の属する年の 12月31日)
- ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出 書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者

旧	新
に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を	に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を
提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規	提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規
定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた	定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた
日 (出国日)	日(出国日)
⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡	⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡に
により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別	より効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措
措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届	置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出
出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日	書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
第16条(合意管轄)	第 <u>13</u> 条(合意管轄)
この約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本	この約款に関するお客さまと当社との間の訴訟については、当社の本
店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を	店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を
指定できるものとします。	指定できるものとします。
第17条 (約款の変更)	第 14 条(約款の変更)
この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたと	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたと
きに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改	きに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改
定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効	定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効
力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その	力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表そ
他相当の方法により周知します。	の他相当の方法により周知します。
附則	附則
この約款は、2023年10月1日より適用します。	この約款は、 <u>2025 年 11 月 17 日</u> より適用します。
以上	以上